

令和6年度

旭川市ごみ処理・生活排水処理実施計画

令和6年（2024年）3月

旭川市

目 次

第 1 ごみ処理実施計画

1	基本事項	1
(1)	計画の目的	1
(2)	計画区域	1
(3)	計画期間	1
(4)	廃棄物の区分と種類	1
(5)	ごみ処理体系図	2
(6)	ごみの排出区分及び処理方法等	3
(7)	ごみ処理施設	5
(8)	人口及びごみ量の推計	7
(9)	ごみ処理関連予算	10
(10)	ごみ処理に関する温室効果ガスの排出抑制	11
2	ごみの減量・資源化の推進	13
(1)	家庭ごみの減量・資源化の推進	13
(2)	事業系ごみの減量・資源化の推進	16
3	安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用	19
(1)	充実した収集運搬体制の維持	19
(2)	資源物の中間処理体制の確保	19
(3)	安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用	20
(4)	最終処分場の適正管理	21
(5)	困難性を伴うごみの適正処理化の推進	23
4	効率的・効果的なごみ処理の推進	27
(1)	市民との連携・協働	27
(2)	事業者との連携	28
(3)	広域処理体制の確保	28
(4)	適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用	29
5	環境との共生の推進	29
(1)	不法投棄等の防止対策	29
(2)	環境美化の推進	29
(3)	地球環境に配慮した国際的課題への対応	30

6	その他	30
(1)	国等への働きかけの推進	30
(2)	公共事業等に伴う一般廃棄物の処理	30
(3)	その他	30

第2 生活排水処理実施計画

1	基本事項	3 1
(1)	計画の目的	3 1
(2)	計画区域	3 1
(3)	計画期間	3 1
(4)	計画人口及び生活排水処理率	3 1
(5)	汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画	3 2
(6)	生活排水の処理主体	3 3
2	汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理計画	3 3
(1)	汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集及び処理の推進	3 3
3	適正な処理の推進	3 4
(1)	移動式公衆便所貸付事業の推進	3 4
(2)	浄化槽設置整備事業の推進	3 5
(3)	ディスポーザー処理槽の汚泥処理	3 6
4	適正なし尿処理費用の負担	3 6
5	普及及び啓発活動の推進	3 6
6	その他	3 6

第 1 ごみ処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】（第3版）」に沿って必要な事業を推進するために策定するものである。

(2) 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域とする。

ただし、市外で発生した一般廃棄物のうち、広域処理が必要と認められる鷹栖町の燃やせるごみ及び留萌市で発生した事故米については、本市の処理基準に基づき処理を行うほか、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）の適正な運用とその他必要な範囲において、他の地方公共団体や関係機関等との連携や協力を図ることとする。

(3) 計画期間

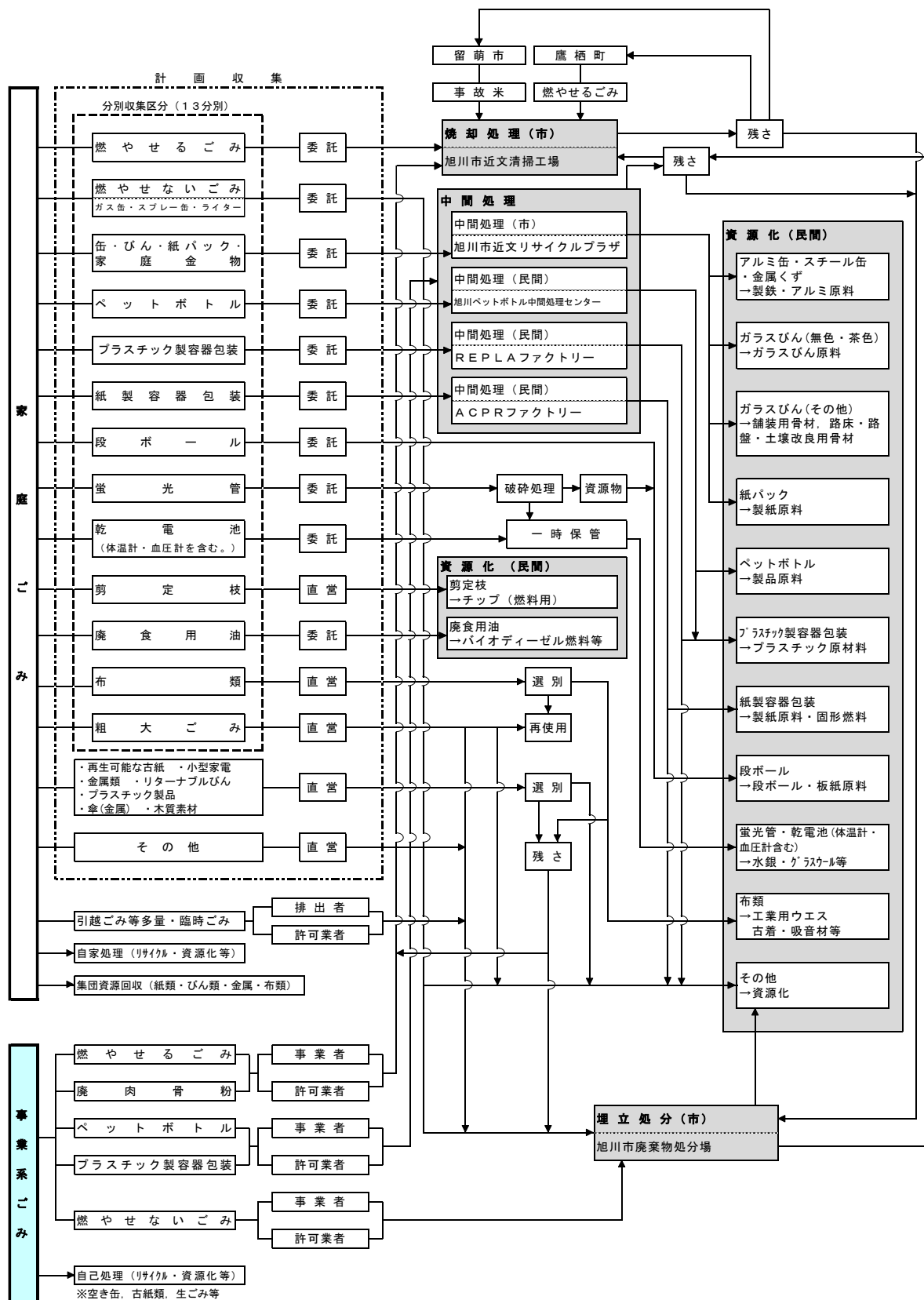
本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(4) 廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）で、一般家庭の日常生活から発生する「家庭ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

ただし、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により、排出を禁止し、又は適正な処理が困難とした一般廃棄物は除くものとする。

(5) ごみ処理体系図



(6) ごみの排出区分及び処理方法等

区分		排 出 方 法	収 集 方 法	収 集 回 数	処 理		
					方 法	手数料	
家 庭 ご み	燃やせるごみ	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則で定める指定ごみ袋を使用又は同規則で定める指定シールを貼付	ステーション 収集	週 2 回 ※郊外は、 週 1 回	焼却処理	有料	
	燃やせないごみ			埋立処分			
	ガス缶・スプレー 缶ライター			透明又は半透明の袋を使用 ※ガス缶・スプレー缶は穴 を開けずに排出	隔週（2 週 に 1 回）	資源化処理	無料
	缶・びん・家庭金 物						
	紙パック			週 1 回			
	ペットボトル						
	プラスチック製 容器包装						
	段ボール						
	紙製容器包装			隔週（2 週 に 1 回）			
	蛍光管				破砕処理したもの を専用容器で 保管後、専門業 者に処理を委託		
	乾電池（体温計・ 血圧計を含む。）				専用容器で保管 後、専門業者に 処理を委託		
	剪定枝	事前に電話による申込を行 い、ひもで縛る	戸別収集		随時		
	廃食用油	ペットボトル等の空き容器 に入れ、拠点に設置してい る回収容器に排出	拠点回収	月 1 回程度			
	布類	拠点に設置している回収容 器に排出		週 1 回程度			
	粗大ごみ（製品と しての形状を有 し、1 辺又は直径 が50cm以上250cm 未満で、重量が 100kg未満）	事前に電話による申込を行 い、旭川市廃棄物の処理及 び清掃に関する条例施行規 則で定める指定シールを貼 付	戸別収集 ※特定家庭用機 器は、指定引取 場所までの収 集・運搬のみ	随時	資源化・埋立処 分	有料	
	再生可能な古紙 小型家電 金属類（粗大ごみ に該当しない金属 製品） リターナブルびん プラスチック製品 傘（金属） 木質素材	拠点に持込	拠点回収	月1回程度 ※小型家電 は、週 2 回 程度	資源化処理	無料	
	引越しごみ等 多量・臨時ごみ	排出者が資源物を可能な限り分別し、自ら市の処理施設 へ搬入又は市の許可業者に処理を依頼			資源化・埋立処 分	有料	

区 分		排 出 方 法	収 集 方 法	収 集 回 数	処 理	
					方 法	手数料
事業系ごみ	燃やせるごみ	事業者が自らの市の施設に搬入又は市の許可業者に処理を依頼			焼却処理	有料
	廃肉骨粉	事業者から委託を受けた者が市の施設に搬入				
	ペットボトル	事業者が自らの市の指定する施設に搬入又は市の許可業者に処理を依頼			資源化処理	無料
	プラスチック製容器包装					
	燃やせないごみ	事業者が自らの市の施設に搬入又は市の許可業者に処理を依頼			資源化・埋立処分	有料
広 域 処 理		鷹栖町が収集・運搬する燃やせるごみを市の処理施設に搬入する。 留萌市において、輸入米から発生した事故米は事業者から委託を受けた者が市の処理施設に搬入する。				

ア ステーション収集における家庭ごみの排出日は、地域ごとに定められた収集日当日とし、午前6時から午前9時までに決められた場所に出すこと。

イ 指定引取場所とは、製造業者が特定家庭用機器を引き取るため指定した場所をいう。

ウ 事業系ごみのうち燃やせるごみとは、官公署や学校、民間事業所から排出された事業系ごみで、家庭ごみと同様に分別された燃やせるごみをいう。

エ 有料の場合の手数料額は、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の定めによる。

オ 上記は基本的な排出方法を明示しており、市長が定める等これによらない場合がある。

カ 地域清掃等により回収したごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び空き缶・空きびんの3区分に分別する。分別されたごみは、廃棄物を適正に処理することができる者として管理者の委託を受けた業者が、管理者が指定した集積所に搬入することを可能とする。また、地域清掃により発生した道路側溝汚泥は、道路管理者の委託を受けた業者が搬入すること及び一般廃棄物最終処分場から排出される脱水汚泥は、最終処分場管理者の委託を受けた業者が搬入することにより、旭川市廃棄物処分場で受け入れるものとする。

キ 道路等に遺棄された飼い主等が不明な犬・猫等の動物の死体については、原則として、道路管理者が市の処理施設に自ら搬入し、又は道路管理者の依頼した市の許可業者が搬入することにより、受け入れるものとするが、緊急を要する場合は、道路管理者の委託を受けた業者が搬入することにより、受け入れるものとする。

(7) ごみ処理施設

本計画に基づき一般廃棄物を処理する施設は、次に掲げるとおりとする。

施設区分		施設内容	備考
焼却施設	施設名	旭川市近文清掃工場	
	所在地	旭川市近文町13丁目	
	稼働	平成8年1月	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉	
	焼却能力	280 t / 日 (140 t / 日 × 2 炉)	
	処理対象	計画収集の燃やせるごみ、事業系の燃やせるごみ、鷹栖町の燃やせるごみ、廃肉骨粉等	
	計画処理量	約 71,240 t / 年	
	直接搬入	可(事業系の燃やせるごみに限る。ただし、じん芥車等以外の車両の場合は、生ごみを除く。)	
資源化施設	施設名	旭川市近文リサイクルプラザ	・選別後のびん(カレット)は指定法人に引き渡す。その他の品目は回収業者等に売却する。
	所在地	旭川市近文町13・14丁目	
	稼働	平成8年1月	
	施設規模	130 t / 週 (26 t / 日 × 5 日)	
	施設内容	選別・圧縮処理施設、保管施設、粗大ごみ再生品展示室	
	処理方式	手選別：空きびん・家庭金物	
		機械自動選別：空き缶	
		保管：紙パック	
	処理対象	計画収集の資源物	
	計画処理量	約 3,808 t / 年	
	直接搬入	不可	
	施設名	旭川ペットボトル中間処理センター(民間)	
	所在地	旭川市永山北3条7丁目	
	稼働	平成13年1月	
	施設規模	4.8 t / 日 (600kg / h)	
	処理方式	破袋、手選別、機械圧縮・自動梱包、保管	
	処理対象	計画収集と事業系(個人消費に限る)のペットボトル	
	計画処理量	約 1,730 t / 年	
	直接搬入	可(事業系一般廃棄物に限る。)	

施 設 区 分		施 設 内 容	備 考
資 源 化 施 設	施設名	REPLAファクトリー（民間）	
	所在地	旭川市工業団地5条3丁目	
	稼働	平成18年6月	
	施設規模	40.44 t／日	
	処理方式	破袋，機械自動選別，手選別，機械圧縮・自動梱包，保管	
	処理対象	計画収集と事業系（個人消費に限る）のプラスチック製容器包装	
	計画処理量	約 5,744 t／年	
	直接搬入	可（事業系一般廃棄物に限る。）	
	施設名	ACPRファクトリー（民間）	
	所在地	旭川市流通団地2条5丁目	
最 終 処 分 場	稼働	平成18年6月	※計画埋立量に覆土量は含まない。
	施設規模	64.0 t／日	
	処理方式	破袋，手選別，機械圧縮・自動梱包，保管	
	処理対象	計画収集の紙製容器包装	
	計画処理量	約 1,700 t／年	
	直接搬入	不可	
	施設名	旭川市廃棄物処分場	
	所在地	旭川市江丹別町芳野71番地	
	稼働	平成15年7月	
	埋立可能面積	約132,000㎡	
	埋立可能容量	約1,840,000㎡	
	処理施設	処理方式	凝集沈殿＋生物処理（硝化＋脱窒）＋膜ろ過＋活性炭吸着
		処理能力	600㎡／日（300㎡／日×2系列）
		放流水自主規制値	BOD：20mg／ℓ以下，COD：30mg／ℓ以下，SS：10mg／ℓ以下，T-N：10mg／ℓ以下
	処理対象		計画収集の燃やせないごみ，自己又は許可業者搬入の家庭ごみ及び事業系ごみ（一般廃棄物）
	計画埋立量		約 19,761 t／年
	直接搬入		可（旭川市廃棄物最終処分場規則第4条で定めるものに限る。）

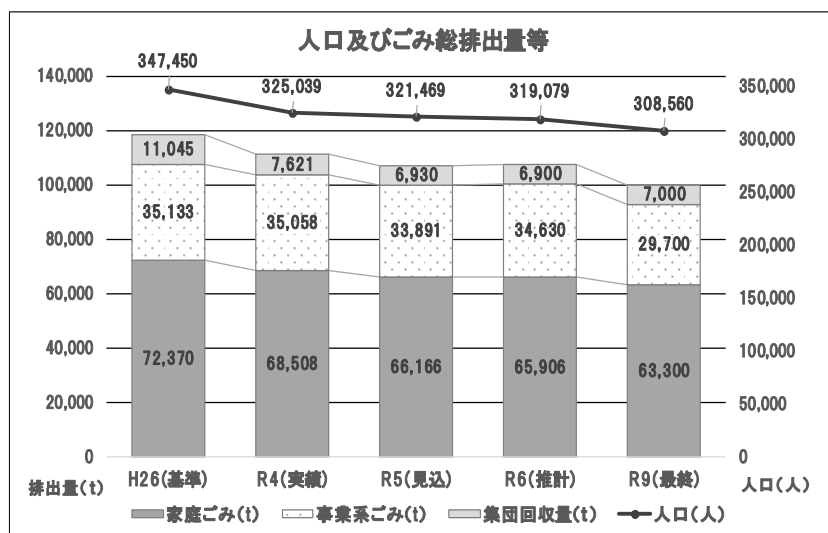
（注）開設日及び開設時間は，それぞれの施設の定めるところによる。

(8) 人口及びごみ量の推計

令和 9 年度(最終)の目標値は、令和 9 年度までを計画期間とする新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】(第 3 版)において設定した目標値である。

ア 人口及びごみ総排出量

	H26(基準)	R4(実績)	R5(見込)	R6(推計)	R9(最終)
人口(人)	347,450	325,039	321,469	319,079	308,560
総排出量(t)	118,548	111,187	106,987	107,436	100,000
家庭ごみ(t)	72,370	68,508	66,166	65,906	63,300
事業系ごみ(t)	35,133	35,058	33,891	34,630	29,700
集団回収量(t)	11,045	7,621	6,930	6,900	7,000
削減率	—	6%	10%	9%	16%
家庭ごみ	—	5%	9%	9%	13%
事業系ごみ	—	0%	4%	1%	15%
排出原単位(g) 家庭ごみ+事業系 ごみ+集団回収	935	937	912	922	888
家庭ごみ(g)	571	577	564	566	562
家庭ごみ(g) (資源物除く)	438	442	431	432	388



※削減率は、平成 26 年度(基本計画の基準年度)に対する削減割合である。

※排出原単位は、1 人 1 日当たりの排出量であり、「総排出量 ÷ 年間暦日数 ÷ 人口 × 1,000,000(t → g)」で算出
※合計等の一部は四捨五入により値が一致しない場合がある

イ 資源化量，リサイクル率

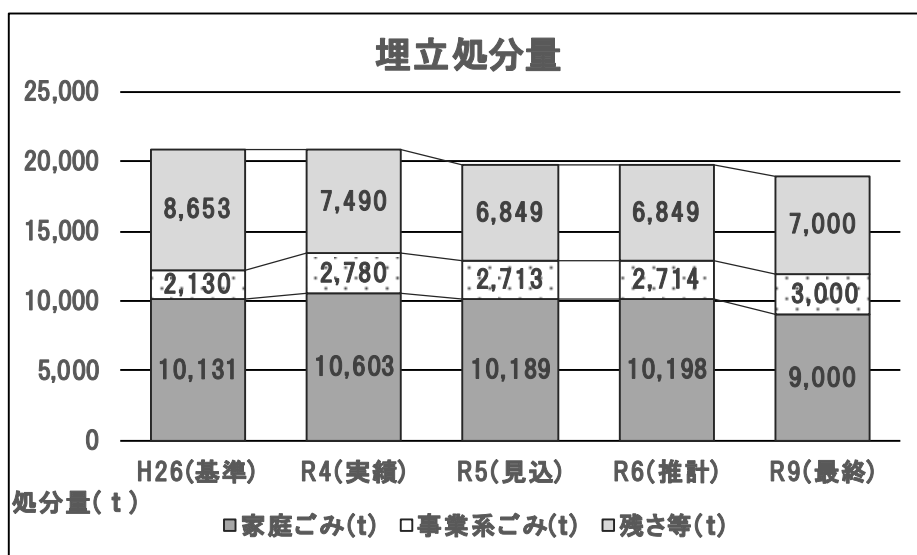
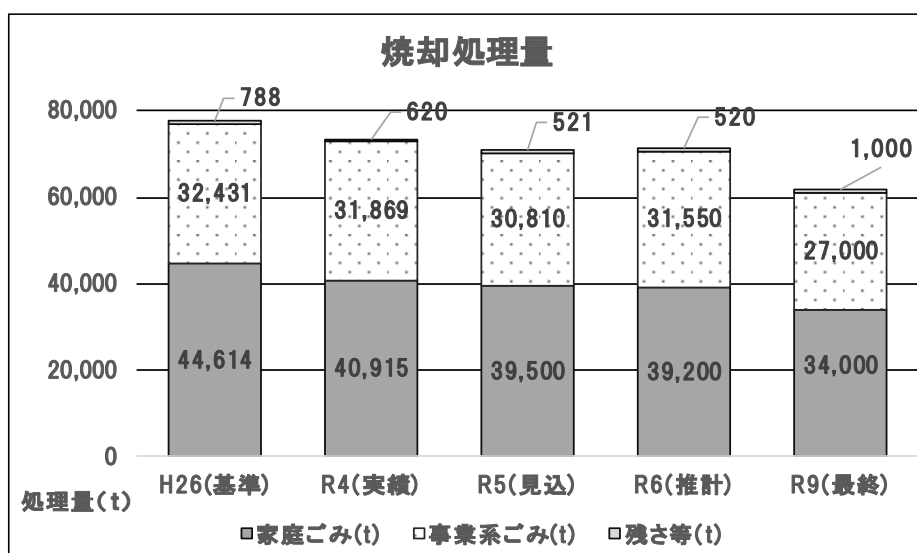
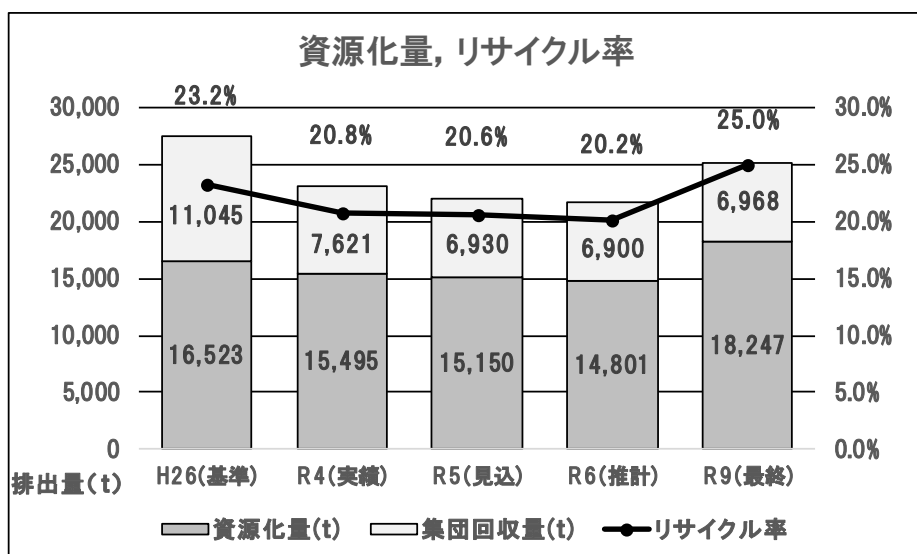
	H26(基準)	R4(実績)	R5(見込)	R6(推計)	R9(最終)
資源化量(t)	16,523	15,495	15,150	14,801	18,247
集団回収量(t)	11,045	7,621	6,930	6,900	6,968
リサイクル率	23.2%	20.8%	20.6%	20.2%	25%

ウ 焼却処理量

	H26(基準)	R4(実績)	R5(見込)	R6(推計)	R9(最終)
焼却処理量(t)	77,833	73,404	70,831	71,270	62,000
家庭ごみ(t)	44,614	40,915	39,500	39,200	34,000
事業系ごみ(t)	32,431	31,869	30,810	31,550	27,000
残さ等(t)	788	620	521	520	1,000
削減率	－	6%	9%	8%	20%
家庭ごみ	－	8%	11%	12%	24%
事業系ごみ	－	2%	5%	3%	17%

エ 埋立処分量

	H26(基準)	R4(実績)	R5(見込)	R6(推計)	R9(最終)
埋立処分量(t)	20,914	20,873	19,751	19,761	19,000
家庭ごみ(t)	10,131	10,603	10,189	10,198	9,000
事業系ごみ(t)	2,130	2,780	2,713	2,714	3,000
残さ等(t)	8,653	7,490	6,849	6,849	7,000
削減率	－	0%	6%	6%	9%
家庭ごみ	－	-5%	-1%	-1%	11%
事業系ごみ	－	-31%	-27%	-27%	-41%



(9) ごみ処理関連予算

ア 歳入

単位：千円

年度 項目	R3 (決算)	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R6-R5増減 (予算対比)
家庭ごみ 処理手数料	604,326	591,446	606,038	600,601	▲ 5,437
ごみ焼却 処分手数料	252,914	257,630	263,076	263,906	830
ごみ埋立 処分手数料	76,159	69,266	72,150	74,334	2,184
資源物 売り払い収入	172,746	238,802	323,126	245,788	▲ 77,338
清掃工場 売電収入	71,370	134,631	152,943	153,788	845
その他収入	47,733	71,832	307,163	2,542,783	2,235,620
合計	1,225,248	1,363,607	1,724,496	3,881,200	2,156,704

イ 歳出

単位：千円

年度 項目	R3 (決算)	R4 (決算)	R5 (予算)	R6 (予算)	R6-R5増減 (予算対比)
収集運搬	1,593,410	1,655,034	1,739,557	1,790,470	50,913
資源化	474,248	441,877	679,039	2,606,898	1,927,859
焼却	531,806	539,481	587,263	961,964	374,701
埋立	495,170	540,169	656,883	626,997	▲ 29,886
周知啓発等	26,220	16,279	18,292	17,499	▲ 793
合計	3,120,854	3,192,840	3,681,034	6,003,828	2,322,794

※各経費に人件費は含まれていない。

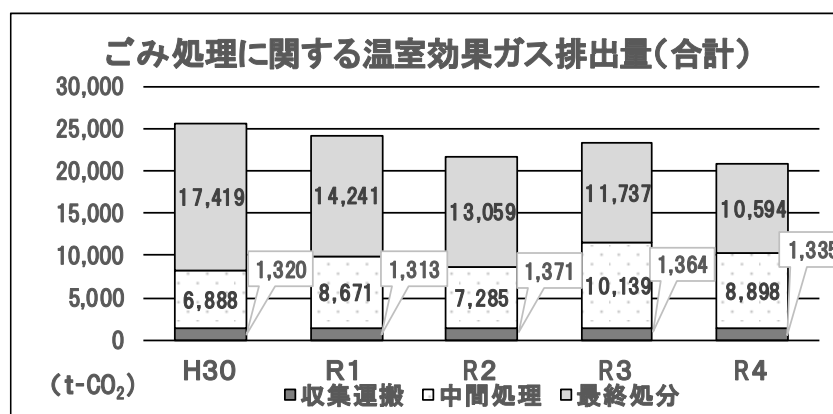
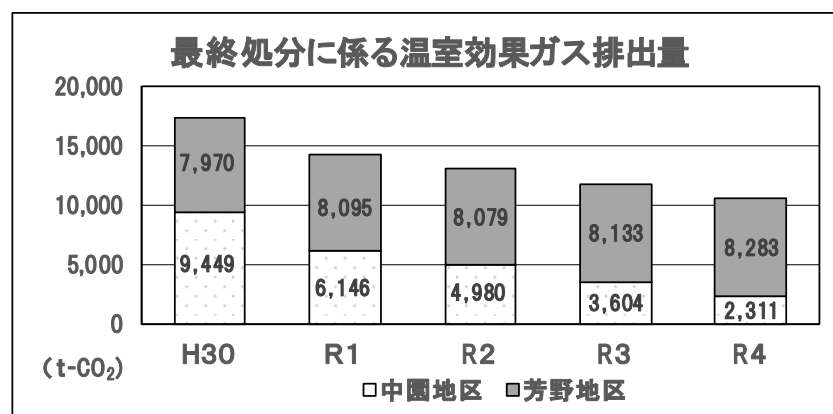
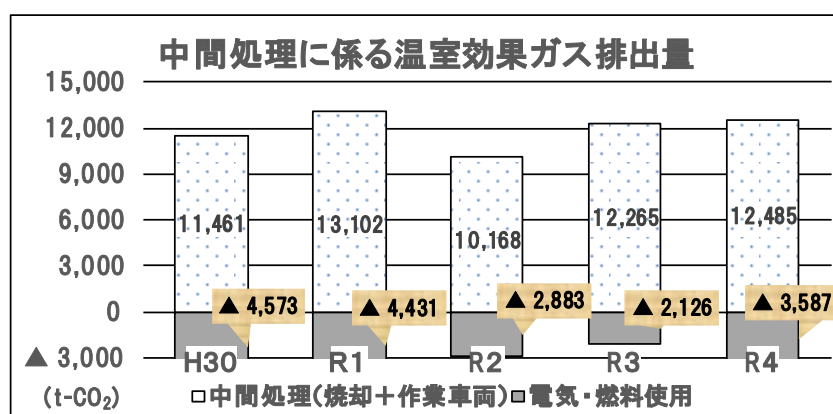
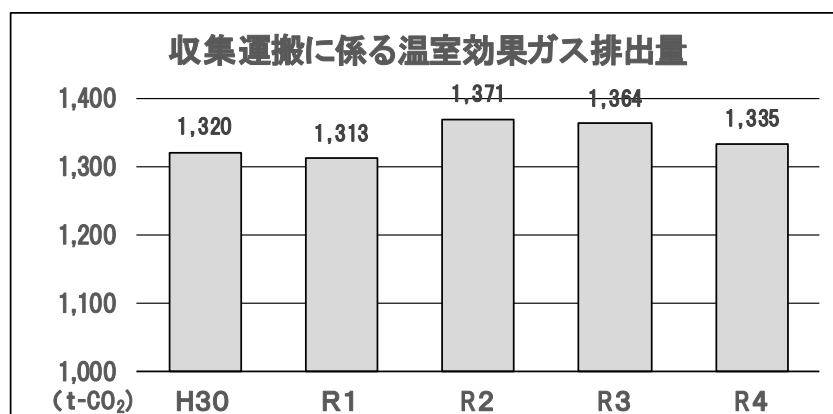
(10) ごみ処理に関する温室効果ガスの排出抑制

ごみの収集運搬、中間処理、焼却処理、最終処分の各過程において、次の表のとおり温室効果ガスが発生している。ごみ収集運搬体制の効率化やごみ処理費用の削減に努めながら、ごみ処理の各過程において温室効果ガスが排出されているとの認識を持ち、燃料や電気等の使用を節減していく。

〈温室効果ガスの算出対象及び排出量〉

処理過程	施設等	算出の対象範囲	排出量 (t-CO ₂)				
			H30	R1	R2	R3	R4
収集運搬	・ごみの収集運搬 ・焼却灰の運搬	燃料使用等における排出	1,320	1,313	1,371	1,364	1,335
中間処理	・近文清掃工場 ・近文リサイクルプラザ ・旭川ペットボトル 中間処理センター ・REPLAファクトリー ・ACPRファクトリー	焼却処理における排出	11,370	13,007	10,068	12,165	12,386
		処理過程における電気、燃料使用による排出	▲ 4,573	▲ 4,431	▲ 2,883	▲ 2,126	▲ 3,587
		場内作業車両の燃料使用等による排出	91	95	100	100	99
最終処分	最終処分場 (芳野地区)	廃棄物の埋立による排出	6,294	6,514	6,645	6,842	7,049
		処理過程における電気、燃料使用による排出	1,394	1,274	1,092	986	932
		場内作業車両の燃料使用等による排出	282	307	342	305	302
	最終処分場 (中園地区)	廃棄物の埋立による排出	9,449	6,146	4,980	3,604	2,311
合計			25,627	24,225	21,715	23,240	20,827

※廃棄物処分場から発生する温室効果ガスについては、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、木くずについては103年間、紙、繊維については21年間、生ごみについては10年間分解し続けガスを発生することから、遡って量を算定している（他の分野は当該年度のみ）。



2 ごみの減量・資源化の推進

(1) 家庭ごみの減量・資源化の推進

ア 普及啓発の充実

(ア) 普及啓発事業の実施

ごみ減量化等に関する意識の向上を図るため、職員が町内会や学校等に直接出向くごみ減量出前講座の実施や、地域における自主的な環境活動の推進のため、環境アドバイザーの派遣等を行う。

また、ごみ処理が身近な問題として意識が高まるよう、利用者の多い市有施設等を中心に、ごみ減量化に関するパネル展示等の啓発活動を展開する。

- ・ごみ減量出前講座
(クリーンセンターごみ相談係)
- ・環境アドバイザー派遣制度
(環境総務課保全係)
- ・365日の周知啓発活動
(廃棄物政策課ごみ減量係)

(イ) 情報の提供と公開

ごみに関する情報を迅速かつ的確に提供できるよう、ホームページや広報誌の活用、情報誌の発行、各種パンフレットを配布するほか、アプリ等の電子媒体を活用した情報発信を行う。

また、LINEのごみ分別検索機能の充実を図り、若い年齢層への周知拡大を図るほか、高齢者向けの分別収集カレンダーを作成し、地域包括支援センター等の関係機関を通じて配付することで、きめ細やかな情報提供を図る。

- ・めざそうごみゼロ旭川の発行
- ・SNS等の活用
- ・高齢者向け分別収集カレンダーの作成
(クリーンセンターごみ相談係)

(ウ) 学校での環境学習の支援

児童期からの環境教育の一環として、市内の小学4年生を対象に社会科副読本を作成し、配付するとともに、その内容の充実に努める。

また、各小学校への出前講座の拡大を図るほか、希望する小学校に側面部分からごみ収集車の内部の動作が見えるように改造した環境学習車両を派遣し、ごみ収集車の構造や操作方法等を説明し、実際に体験してもらうことで、環境意識の向上を図る。

- ・社会科副読本の作成、配付
(廃棄物政策課ごみ減量係)
- ・ごみ減量出前講座
- ・環境学習車両の派遣
(クリーンセンターごみ相談係)
- ・環境アドバイザー派遣制度
(環境総務課環境保全係)

(エ) 家庭での学習機会の提供

家庭での環境意識の向上を図るため、家庭ごみ3Rセミナーや生ごみ堆肥づくり講習会等を開催する。

- ・家庭ごみ3Rセミナー
- ・生ごみ堆肥づくり講習会
(廃棄物政策課ごみ減量係)

(オ) 環境イベントの開催

ごみの減量・資源化の推進に向け、「知識」の習得から実践する「行動」につながるよう、環境月間に合わせたイベントのほか、ごみの減量やリサイクルの推進を図るための環境イベントを開催する。

また、「旭川生涯学習フェア まなびピアあさひかわ」への参加など、他部局等が主催するイベントにおいても、積極的な周知・啓発を図る。

・環境フェスタ
(環境総務課環境総務係)
・クリーンセンターフェスタ
(クリーンセンターごみ相談係)
・あさひかわエコカーニバル
(廃棄物政策課ごみ減量係)

イ 「ごみの発生及び排出抑制・断る」の推進

(ア) 2Rの取組の拡大

リサイクルに比べて遅れている2R（リデュース・リユース）の取組を広く市民に定着させるため、特に子ども・子育て世代を対象として、2Rに関する意識の定着や行動の促進につながる各種啓発事業を展開し、2Rの取組拡大を図る。

・おもちゃの修理屋さん
・おもちゃのくるくる広場
(廃棄物政策課ごみ減量係)

(イ) 「環境に優しい買い物」の普及推進

ごみ減量や環境負荷低減への意識付けを図るため、「あさひかわエコショップ」の利用の推奨や「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」締結事業者による周知、市民団体や事業者団体と連携した普及啓発の実施により、レジ袋の使用自粛や簡易包装の利用、バラ売り・量り売り商品の購入等、「環境にやさしい買い物」に対する意識の向上を図る。

・あさひかわエコショップ等認定・登録制度
・レジ袋削減協定
(廃棄物政策課ごみ減量係)

ウ 「再使用」「修理」「長期使用」の推進

(ア) リユースの実施

粗大ごみとして排出された自転車・家具等の市民提供や、大学等へ自転車の貸出しを行う。

また、拠点で回収した布類の一部を、民間ルートを通して古着として活用する。

・粗大ごみの市民提供
・自転車の貸出し
・布類の古着活用
(クリーンセンター事業係)

(イ) 幼少期からの意識の醸成

幼少期から、「ものを大切にする心」を育むため、壊れたものを修理する「おもちゃの修理屋さん」(旭川工業高校の生徒と連携して開催)や、不用になったものを、必要な人に譲って長く使用する「おもちゃと絵本のくるくる広場」などを実施する。

・おもちゃの修理屋さん
・おもちゃのくるくる広場
(廃棄物政策課ごみ減量係)
・環境学習車両の派遣
(クリーンセンターごみ相談係)

(ウ) 不用物品の譲渡サイト等を用いたごみ減量化の促進 不用物品の譲渡サイト等との連携など，不用品を廃棄物として捨てずに再利用する仕組みの構築により，ごみの減量化を促進する。	・リユースの普及推進 (クリーンセンターごみ相談係)
エ 食品ロスの削減等による生ごみの減量の推進	
(ア) 生ごみ等の資源化の促進 家庭における生ごみ等の資源化を促進するため，旭川市生ごみマイスター連絡会と連携し，「生ごみ堆肥づくり講習会」「生ごみ堆肥づくり相談会」を開催する。 落ち葉の腐葉土化の取組については，講習会の実施に向けた検討を行う。	・生ごみ堆肥づくり講習会 ・旭川市生ごみマイスター連絡会 ・落ち葉の腐葉土化の技法を紹介するセミナー (廃棄物政策課ごみ減量係)
(イ) 生ごみの減量化の促進 食材使い切りレシピを市民から募集するとともに，ホームページ等に掲載することで生ごみの発生抑制を啓発する。 また，「生ごみ堆肥づくり講習会」や「生ごみ堆肥づくり相談会」の受講者等に対し，食品ロスに関する講義を通じて，食品ロスの削減や生ごみの減量化に対する意識の醸成を図る。	・エコレシピの周知による生ごみ発生抑制の推進 ・生ごみ堆肥づくり講習会 ・旭川市生ごみマイスター連絡会 ・落ち葉の腐葉土化の技法を紹介するセミナー (廃棄物政策課ごみ減量係)
(ウ) 食品ロス削減の取組 「旭川市食品ロス削減推進計画」に基づき，市民や事業者との協働により食品ロスの削減を進める。 本市ホームページ内の食品ロス削減ポータルサイトを活用した動画による食品ロス削減方法の紹介や，市民から食品ロス削減に関するアイデア募集等を行うことにより，食品ロス削減に向けた意識の醸成を図る。 また，フードバンク，フードドライブ等の活動の実施主体である団体や法人との連携について検討を進めるほか，市内のフードバンク団体の取組について，本市のホームページ内で紹介するなど，市民周知を行う。	・食品ロス削減推進計画 (廃棄物政策課計画係) ・食品ロス削減ポータルサイト ・食品ロス削減講習会の実施（出前講座） (廃棄物政策課ごみ減量係)
オ 家庭や地域での資源循環の推進	
(ア) 生ごみ等の地域内循環の促進 各地域等において生ごみ等の地域内循環の促進を図るため，生ごみマイスターによる「生ごみ堆肥づくり講習会」の土・日曜日開催や，市民が気軽に参加できるイベント会場や大型小売店等における	・旭川市生ごみマイスター連絡会 (廃棄物政策課ごみ減量係)

「生ごみ堆肥づくり相談会」を実施し、地域への定着と参加者の拡大を図る。

(イ) 町内会と連携したごみ減量等の推進

剪定枝粉碎機等の貸出し、町内会からの依頼により実施するごみ減量出前講座での意見交換を通して町内会と連携し、ごみの減量と分別の徹底を推進する。

また、再生資源回収奨励金制度の周知等により、町内会での資源回収の取組を促進する。

・剪定枝粉碎機の貸出し
(クリーンセンター事業係)
・ごみ減量出前講座
(クリーンセンターごみ相談係)
・再生資源回収奨励金制度
(廃棄物政策課ごみ減量係)

カ 資源ごみ拠点回収の充実

(ア) 拠点回収の実施

廃食用油、布類、再生可能な古紙類等の資源化を推進するため、拠点回収を継続して実施する。

また、小型家電リサイクル法に基づいた小型家電の適切な回収及びリサイクルを行うため、拠点での回収を継続する。

さらに、地域の未利用資源である木質バイオマス資源の有効活用を推進するため、家庭から排出される剪定枝以外の木質廃棄物を廃棄物処分場、クリーンセンター、近文リサイクルプラザで引き続き回収する。

・資源物拠点回収
(クリーンセンター事業係)

(イ) 回収拠点の充実

市民の利便性向上のため、商業施設を中心とした拠点の増設に向けての取組を進めるとともに、スーパーでの臨時拠点回収を実施する。

また、クリーンセンター及び近文リサイクルプラザにおいて祝日にも拠点回収品目の受入れを行う。

・資源物拠点回収
(クリーンセンター事業係)

(2) 事業系ごみの減量・資源化の推進

ア 普及啓発及び排出指導の充実

(ア) 事業系ごみ分別の周知

事業系ごみの基本的な分別区分は次表のとおりとし、排出事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に対しパンフレット等の作成・配布を行い、事業系ごみの適正処理を図る。

・パンフレットの作成配布
(廃棄物政策課ごみ減量係)

＜事業系ごみの分別区分及び処理施設等＞

区 分	処 理 施 設 等
燃やせるごみ	旭川市近文清掃工場
燃やせないごみ	旭川市廃棄物処分場
空き缶	金属回収業者
ペットボトル	旭川ペットボトル中間処理センター
プラスチック製容器包装	ＲＥＰＬＡファクトリー
紙類	古紙回収業者

（イ）多量排出事業者への指導

多量にごみを排出する事業者に対し、減量化等計画書の提出を求めるとともに、訪問調査を実施し、指導及びアドバイスを行い、ごみ分別の徹底やごみ減量化への取組についての意識向上を図る。

・多量排出事業者指導事業
(廃棄物政策課ごみ減量係)

（ウ）事業系ごみの３Ｒに関する周知啓発

事業系ごみの減量・資源化を促進するため、「旭川市ごみ減量等推進優良事業所」の減量手法等を他の事業所にも周知することにより取組の拡大を図るほか、市民及び事業者を対象に普及啓発活動を行う。

・旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度
(廃棄物政策課ごみ減量係)

イ 古紙類の減量・資源化の推進

（ア）事業系古紙の資源化等の推進

「事業系古紙回収協力店制度」のホームページでの周知のほか、多量排出や優良事業所の事業者訪問時に、チラシ配布による利用拡充を行う。

また、引き続き関係機関との調整を行い、既存の資源化ルートの活用を基本として、更なる古紙類の資源化施策の検討を進める。

・事業系古紙回収協力店制度
(廃棄物政策課ごみ減量係)

ウ 食品ロスの削減等による生ごみの減量の推進

（ア）事業系生ごみの減量化等の推進

事業系生ごみの減量化につながる食品ロス対策として、関係機関、団体等からの情報収集を行い引き続き調査研究を進める。

また、食品ロス削減に取り組む「あさひかわ食品ロス削減協力店」登録店を募集し、登録店に食品ロス削減啓発資材を配付するほか、本市ホームページにおいて登録店を広く紹介することにより啓発を行い、事業系生ごみの減量化につなげる。

・飲食店での食べきり運動
・あさひかわエコショップ等認定・登録制度
(廃棄物政策課ごみ減量係)

エ 発生抑制の自主的な取組の推進

(ア) 事業者による発生・排出抑制の取組

ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組み、特に優秀と認められる事業者について、「旭川市ごみ減量等推進優良事業所」として認定し、当該事業者の取組を促進する。

また、2R等に積極的に取り組む事業所を「あさひかわエコショップ」として認定するほか、食品ロスの削減に取り組む店舗を「あさひかわ食品ロス削減協力店」として登録し、市民に対して利用を推奨する。

・旭川市ごみ減量等推進
優良事業所認定制度
・あさひかわエコショッ
プ等認定・登録制度
(廃棄物政策課ごみ減量係)

(イ) 事業者の主体的な取組の促進

事業者が環境に配慮した事業活動を行うよう環境基本計画にある事業者の配慮指針の普及に努める。

また、過剰包装や使い捨て製品の生産・販売等の自粛等を意識したビジネススタイルの確立に向けた啓発を行うとともに、事業者を対象とした研修会や市主催事業等の中で、更なる減量と資源化、再利用の促進に向けた働きかけを行う。

(ウ) 使い捨て製品や過剰包装の自粛

過剰包装については、事業者の自主的な取組の促進に向けた普及啓発を図るとともに、市民団体や事業者団体と連携した周知啓発を進める。

・容器包装削減推進運動
(廃棄物政策課ごみ減量係)

オ 市役所におけるごみの発生・排出抑制

(ア) 市役所の責務

市役所が自ら多量にごみを排出する事業者としての自覚を持ち、紙の両面印刷を徹底するなど、ごみの減量化と分別を更に推進することで、前年度のごみ排出量を上回らないよう、効果的な手法を検討・実施する。

また、令和6年3月に策定した「旭川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・第5版）」に基づき、各施設において廃棄物の分別やリサイクルに取り組む。

さらに、「旭川市グリーン物品調達方針」に基づき市役所におけるグリーン購入を勧めるとともに、環境に配慮した商品の販売や再生品活用の普及を行い、3Rの意識を高める。

・旭川市地球温暖化対策
実行計画（事務事業編・
第5版）
・旭川市グリーン物品調
達方針
(環境総務課ゼロカーボン
シティ担当)

3 安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用

(1) 充実した収集運搬体制の維持

ア 家庭ごみの収集運搬体制の充実

収集委託業者に対して、適正な履行に係る調査・指導を行うとともに、ごみ排出量等の推移を見ながら適正かつ効率的な収集運搬体制に向けた検討を進める。

また、高齢や障害等の理由により、ごみステーションに自ら排出することが困難で他の者の協力を得ることができない市民に対し、戸別に収集を行う「ふれあい収集」を実施する。

・収集委託業者の調査・指導
(クリーンセンター事業係)
・ふれあい収集の実施
(クリーンセンターごみ相談係)

イ 事業系ごみの適正な収集運搬体制の維持

(ア) 収集運搬業の許可

一般廃棄物の収集運搬許可業者数は、収集運搬の現状や事業系ごみの排出量等を勘案し、既存の範囲内とするが、分別区分の変更や排出量の増加など、適正な収集運搬体制の確保のため特に必要な場合は検討を行う。

・収集運搬業の許可
(環境指導課廃棄物指導係)

また、他市町村との広域処理体制の構築が必要な場合、排出量等の予測が困難な一般廃棄物の収集運搬・処分を行う場合、廃棄物の性状等に応じた収集運搬車両が必要な場合は、取り扱う品目を限定した許可について検討を行う。

(イ) 再生利用業の個別指定

一般廃棄物について、再生利用されることが確実であると認められる場合は、一般廃棄物再生利用業（再生輸送）として個別に指定する。

・再生利用業の個別指定
(環境指導課廃棄物指導係)

(2) 資源物の中間処理体制の確保

ア 適切な中間処理の継続

ごみの減量化やリサイクルの推進のため、分別区分に沿って処理するごみの種類や排出量、処理方法に応じて直営又は委託により中間処理を行う。

・ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装中間処理業務委託
(廃棄物政策課計画係)
・缶、びん、家庭金物等の中間処理
(近文リサイクルプラザ)

イ 施設の適正な維持管理の継続

中間処理施設の運転管理に当たっては、周辺の生活環境に影響を与えないよう指導・監視体制の強化を図りながら、それぞれの中間

処理施設の特性に応じた適正な維持管理に努める。

また、安定した中間処理を継続するため、計画的に施設設備の点検・補修を行っていく。

ウ 中間処理体制の確保

(ア) 中間処理に係る処分業の許可等

一般廃棄物の処分業又は再生利用業（再生活用）は、事業系ごみの減量化・リサイクルを推進し、最終処分場への直接埋立量を減少させるなど、ごみ処理基本計画との整合性が保たれ、適切な施設又は設備で確実に処理又は再生ができる見込みがある場合に限り、新規又は変更に係る許可又は指定をする。

・一般廃棄物の処分業
の新規又は変更に係る
許可
(環境指導課廃棄物指導係)

(イ) 中間処理施設設置の許可

一般廃棄物処理施設の設置又は変更は、ごみの減量化・リサイクルの推進、適正な中間処理体制の確保等、ごみ処理基本計画との整合性が保たれ、適切な施設で確実に処理又は再生ができる見込みがある場合に限り許可する。

・一般廃棄物処理施設
の設置及び変更の許可
(環境指導課廃棄物指導係)

(ウ) (仮称) 旭川市リサイクルセンターの整備

令和5年度から実施している(仮称)旭川市リサイクルセンターの本体工事を進めるとともに、外構工事にも着手する。

・缶・びん等資源物中
間処理施設整備事業
(清掃施設整備課)

(3) 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

ア 安全・適正な焼却処理と維持管理の継続

近文清掃工場の計画処理量と受入基準に沿って焼却処理を行う。

また、施設保全計画に基づき、適正な点検整備を実施するとともに、ダイオキシン類など排ガス基準等に関する法令や自主規制値に基づいた測定及び結果の公表を行う。

・近文清掃工場施設保
全計画
・排ガス等測定結果の
公表
・周辺地域におけるダ
イオキシン類の測定結
果の公表
(近文清掃工場)

イ 近文清掃工場の再延命化

令和5年度に策定した長寿命化総合計画に基づき、4年間の再延命化（基幹的設備改良）工事に着手する。

・近文清掃工場基幹的
設備改良事業
(清掃施設整備課)

ウ エネルギーの効率的な回収と有効活用の継続

近文清掃工場の焼却に伴い発生した電気と熱エネルギーは、工場で利用するとともに、隣接する近文リサイクルプラザ及び近文市民

・清掃工場発電余剰
電力売電
(近文清掃工場)

ふれあいセンターに供給するほか、余剰電力については売却を行い、エネルギーを有効活用する。

また、プラスチック製容器包装中間処理施設から排出された中間処理残さのうち、近文清掃工場で焼却可能なものについては、混合焼却処理することで熱回収を行う。

(4) 最終処分場の適正管理

ア 安全・適正な埋立処分と維持管理の継続

(ア) 適正な埋立処分の推進

現在の廃棄物処分場の埋立期間を令和12年3月まで変更したことを踏まえ、効率的な埋立作業計画に基づき、適正な埋立処分を推進していく。

(イ) 安全で適正な維持管理の推進

処分場廃止までの適正な維持管理を見据え、浸出水処理施設等の改修を計画的に行う。

また、最終処分場から排出される放流水の水質基準については、法令で定める基準よりも厳しい自主規制値を設け、定期的な水質検査を行い、環境に配慮した維持管理に取り組み、検査結果等を速やかに公表するとともに、全市的な視野で最終処分場周辺地域の環境保全及び当該地域の安全な住民生活の確保に関する事項について、附属機関である旭川市廃棄物処分場環境対策協議会で調査・検討する。

(ウ) 中園廃棄物最終処分場の廃止

平成15年6月で埋立を終了した中園廃棄物最終処分場は、法令に基づく廃止基準を達成するまで、周辺環境に配慮した適切な使用及び管理について、附属機関である旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会で調査・検討するとともに、廃棄物の早期安定化に向けて維持管理に努める。

・維持管理記録の公表
・旭川市廃棄物処分場
環境対策協議会
(廃棄物処分場)

・旭川市廃棄物処分場
ほか環境調査
・旭川市中園廃棄物最
終処分場監視委員会
(廃棄物処分場)

(エ) 金属類の資源化

廃棄物処分場に直接搬入されるごみのうち、金属類の一部について選別を行い、鉄スクラップとして資源化する。

また、燃やせないごみと同時に収集している「ガス缶・スプレー缶」についても適正な処理を施し、資源化する。

・ 金属類の資源物売却
(廃棄物処分場)

(オ) 木質粗大ごみの資源化

廃棄物処分場に直接搬入されるごみのうち、木質粗大ごみの一部について、解体・選別し、木質素材として資源化する。

・ 木質粗大ごみの解体、
選別及び売却
(クリーンセンター事業係)

(カ) 搬入規制の徹底

処分場に搬入できる廃棄物は、旭川市内で発生した物であって、「燃やせるごみ及び再生資源となる物を取り除いた物」、「可能な限り破碎等の前処理をした物で埋立作業に支障のない形状をしたもの」、「排出者による自家処理が困難なもの」とする。

また、搬入できない廃棄物は、次表に掲げるものとし、搬入管理の徹底を図るため、必要な検査及び指導を実施する。

・ 来場者への指導及び
搬入物の調査
(廃棄物処分場)

＜旭川市廃棄物処分場に搬入できない廃棄物＞

区 分	適 用 品 目 の 例
(1) 産業廃棄物	燃えがら、汚泥、木くず、建設廃材、廃プラスチック、ゴムくず、鋳さい、ばいじん、廃油、廃酸等
(2) 有毒物・有害物	次に掲げるものに含まれるPCBを使用する部品 廃エアコンディショナー 廃テレビジョン受信機 廃電子レンジ 農薬、劇薬その他毒性物質が混入している物 法令で埋立処分が禁止されている物
(3) 火気のあるもの・引火性の物	燃えがら、残焼物で火気のある物 高温の物 火薬、塗料、ガスボンベ、溶剤等
(4) 著しい悪臭又は汚水を出す物	し尿、腐敗した動植物性残さ等
(5) 処理困難物	消火器、バッテリー、タイヤ、自動車、バイク、農耕作業用大型機械、ピアノ、浄化槽等
(6) 感染性廃棄物	医療機関等から排出される血液の付着したガーゼ、注射針等の感染性病原体を含む、又はそのおそれのある廃棄物

イ 次期最終処分場の整備

次期最終処分場の整備に向けて、建設地に係る各種調査や施設整備に向けた設計などの取組を進める。

・次期最終処分場整備事業
(清掃施設整備課)

ウ 汚れたプラスチック製容器包装の焼却処理への移行

現在、燃やせないごみとして排出され、埋立処分している汚れたプラスチック製容器包装を焼却処理へ移行するなど、旭川市近文清掃工場の処理能力の範囲内で対応可能な最終処分量の抑制及び最終処分場周辺環境への負荷の低減に向けた取組を検討する。

(5) 困難性を伴うごみの適正処理化の推進

ア 医療系ごみの適正処理の推進

在宅医療に伴って医療機関等から提供された医療器具等が廃棄物となった在宅医療廃棄物の適正な排出や処理（収集・運搬、処分）について、医療機関でのポスター掲示及び対象者に対する啓発チラシの配布を継続して実施するとともに、処理業者、関係機関及び団体に対する指導と啓発を徹底し、適正な排出と処理を推進する。

なお、医療機関等で発生した感染性一般廃棄物については、自ら中間処理を行った場合を除き、感染性産業廃棄物と混合し、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない状態で処理することとする。

<在宅医療廃棄物の出し方>

	品 目 の 例	排 出 方 法
感染性のあるもの	・注射針の付いたもの ・血液、体液が付着したもの ・感染のおそれがあると判断されるもの	・医療機関で回収
非感染性のもの	・栄養剤バッグや輸液バッグなどのプラスチック製の容器包装	・「プラスチック製容器包装」として、地域の決められた日にごみステーションに排出
	・チューブ類、カテーテル類、廃液バッグなどの容器包装に該当しないもの	・「燃やせないごみ」として、地域の決められた日にごみステーションに排出

イ 処理困難物の適正処理の推進

(ア) 適正処理困難物の処理

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項の規定により指定した適正処理困難物は、従来どおり製造業者や販売店等

の引取による適正な処理が一層進められるよう、継続して関係業界及び団体等に協力を求める。

＜適正処理困難物＞

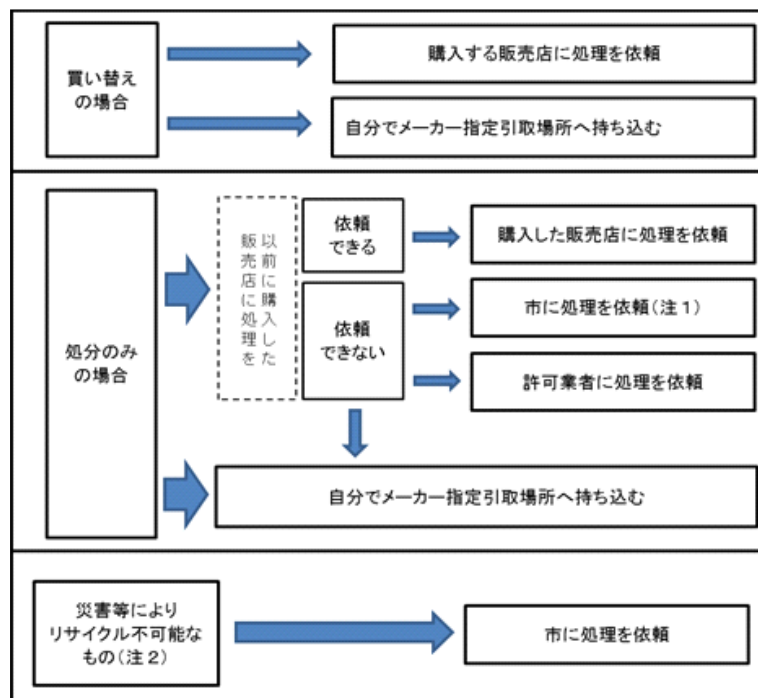
(1) 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
(2) 廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）
(3) 廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
(4) 廃スプリングマットレス

（イ）特定家庭用機器の処理

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの特定家庭用機器の処理については、家電リサイクル法の規定により製造業者、小売業者、消費者にそれぞれ義務が課せられていることから、次表による取扱いを基本に処理を行う。

また、適正な処理ルートにより円滑にリサイクルされるよう、家電リサイクル法の適正な運用と必要な啓発を行う。

＜特定家庭用機器の引取りフロー図＞



（注１）家庭から排出される特定家庭用機器で小売業者に引取義務のないリサイクル可能なものを粗大ごみとして戸別収集する特例は、あらかじめ製造業者にリサイクル料金が支払われている場合に限る。

（注２）リサイクル不可能とは、破損により製造業者において資源化できないもの。
※事業所から排出される特定家庭用機器は、産業廃棄物として取り扱う。

(ウ) 廃パソコンの処理

家庭用パソコンについては、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）や使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づく全国的に確立された回収ルートについて周知徹底を図る。

(エ) 家庭から排出されるアスベスト含有廃棄物対策

必要性に応じて国の石綿含有廃棄物等処理マニュアルに基づき、飛散防止の措置や他の廃棄物と区分した収集運搬及び処分を行うとともに、製造業者等を含む関係業界での回収・交換等の情報収集に努める。

(オ) その他の処理困難物及び排出禁止物の処理

その他の危険性や有害性等により市での処理が困難となる廃棄物については、性質、状態、種類等に応じて適正処理困難物や排出禁止物としての位置付けを検討する。

業界団体が販売店や量販店等で回収を実施している加熱式たばこ（一部機種）や充電式電池など、処理ルートが確保されているものは、その周知啓発を図るとともに、回収品目の拡充等を業界団体等へ要望していく。

確保されていないものに関しては、専門の処理業者等を活用した適正処理ルートについて調査検討を進める。

(カ) 排出禁止物の適用品目の見直し

排出禁止物として例示した品目以外に、市が処理する際に支障があると認められるものや関係法令等に基づき必要と認めるものについては、その都度、排出禁止物として定める。

〈排 出 禁 止 物〉

条例施行規則区分	内 容	適 用 品 目 の 例
・ 感染性のあるもの	医療機関等から排出される感染性一般廃棄物	・ 注射針 ・ 血液の付着したガーゼ、包帯等 ・ 手術等に伴って発生する臓器、組織などの病理廃棄物
・ 有害性のあるもの (計画収集の対象物を除く。)	硫酸、塩酸、農薬その他の有害・有毒性の強い物質を含むもの	・ 昭和４７年８月までに製造されたエアコン、テレビ、電子レンジに含まれるＰＣＢを使用する部品 ・ バッテリー ・ 農薬、劇薬その他毒性物質が混入しているもの
・ 危険性のあるもの	火薬、発煙物等爆発の危険性を有するもの	・ 火薬類（花火を含む。） ・ ガスボンベ等
・ 引火性のあるもの	引火性の強いもの及び火気のあるもの	・ 塗料、溶剤及び灯油類 ・ 燃えがらや残焼物で火気のあるもの又は高温のもの
・ 前各号に掲げるもののほか、処理業務を困難にし、又は処理施設を損なうおそれのあるもの		・ エンジンオイル等廃油 ・ 自動車、オートバイ、タイヤ ^(注１) 、農作業用機械、除雪機、ピアノ、浄化槽、消火器、ボタン型電池、充電式電池等

(注１) タイヤは、自転車用を除いたすべてのタイヤを対象とする。

ウ 災害時のごみ処理対策

(ア) 処理体制の構築

大規模な自然災害に伴って発生する災害廃棄物については、「旭川市地域防災計画」「旭川市災害廃棄物処理計画」に基づき、周辺自治体や関係団体と連携しながら適正かつ迅速に対応し、処理を実施する。

・ 旭川市災害廃棄物処理計画
(廃棄物政策課計画係)

(イ) 迅速なごみ処理の支援

り災した家具等の衛生的な処理を図るため、廃棄物処分場に搬入する際のごみ埋立処分手数料や粗大ごみの戸別収集に係る粗大ごみ処理手数料について減免対象とし、被災者の日常生活の回復を支援する。

・ り災した家具等のごみ処理手数料の減免
(クリーンセンターごみ相談係)
・ ごみ埋立処分手数料の減免
(廃棄物処理課浄化管理係)

4 効率的・効果的なごみ処理の推進

(1) 市民との連携・協働

ア ごみステーションの適正管理

不適正排出を防止し、ごみステーションを適正に管理するため、パトロールの強化や啓発活動の充実を図るとともに、優良クリーンステーションの顕彰やパトロール用腕章の貸出しを行い、地域住民の自主的活動を促進する。

また、カラスによる散乱被害を防止し、街の美化を一層推進するため、カラス対策ネットに加え、カラス対策型ステーションを町内会等に貸し出す。

- ・優良クリーンステーション顕彰
- ・パトロール用腕章貸出
- ・カラス対策ネット、カラス対策型ステーションの貸出
(クリーンセンター地域環境係)

イ 分別及び適正排出の徹底

(ア) 指導・周知啓発体制の充実

ごみに関する出前講座の開催、地域と連携したごみの不適正排出の防止や排出マナー向上のためのパトロール強化及び排出指導を実施するほか、ホームページ、家庭ごみ分別収集カレンダー等により情報提供を行う。

- ・ごみ減量出前講座
- ・家庭ごみ分別収集カレンダーの作成
(クリーンセンターごみ相談係)

(イ) ごみ適正排出協力員制度の実施と検証

ごみの適正排出及び環境美化意識の普及啓発に関する地域の自主的活動を推進するため、町内会等においてごみ適正排出協力員を配置する。

- ・ごみ適正排出協力員制度
(クリーンセンター地域環境係)

(ウ) 一時的多量ごみの分別

引っ越し等の理由により最終処分場に自己搬入される一時的多量ごみの分別を促進するため、分別ボックスを設置する。

- ・分別ボックスの設置
(廃棄物処分場)

ウ 再生資源集団回収の充実

市民団体が実施する再生資源の回収を支援するため、奨励金を交付するとともに、回収業者の把握や情報提供を行う。

- ・再生資源回収奨励金交付制度
(廃棄物政策課ごみ減量係)

(2) 事業者との連携

ア 資源物回収の促進

「事業系古紙回収協力店」及び「あさひかわエコショップ」認定店で実施している資源物回収について、ホームページや広報誌への掲載のほか、パネル展示等を活用して、積極的な利用とともに新たな登録店の拡大を図る。

また、市内に展開している民間事業者による資源物回収の情報把握に努める。

・事業系古紙回収協力店制度
・あさひかわエコショップ等認定・登録制度
(廃棄物政策課ごみ減量係)

(3) 広域処理体制の確保

ア 上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会における協議・研究の推進

上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会において広域的な処理方法等について調査・研究するとともに、鷹栖町の燃やせるごみの一部について、近文清掃工場で焼却処理可能な体制を維持する。

市内の化製場において発生する肉骨粉等については、近文清掃工場で焼却処理を行うほか、他の自治体とも連携して広域的な処理を行う。

また、留萌市において、食用に適さないと判断された輸入米（事故米）が発生した場合には、近文清掃工場で焼却処理を行う。

・上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会
(廃棄物政策課計画係)
・鷹栖町可燃ごみ、留萌市事故米受入れ
(近文清掃工場)

イ 広域処理体制の保持

(ア) 家電リサイクル法に係る広域処理

他市町村の家庭から排出された特定家庭用機器を本市内の指定引取所へ運搬するために必要な本市の一般廃棄物収集・運搬業の許可については、他市町村の収集・運搬計画にその必要性が明記され、かつ許可取得について当該市町村から事前に協議があった場合に限るものとする。

・一般廃棄物収集・運搬業の許可
(環境指導課廃棄物指導係)

(イ) 関係市町村との協議

本市で発生したごみを適正に処理するため、広域的な処理を必要とする場合は、事前に処理を行う一般廃棄物の種類や数量等について関係市町村と協議・調整を行い、当該市町村の一般廃棄物処理計画との整合を図った上で、法令に基づく通知を行う。

(ウ) 広域的な処理に係る許可等への対応

広域的な中間処理を目的とした処分業、再生利用業又は施設の設

・一般廃棄物収集・運搬業の許可
(環境指導課廃棄物指導係)

置に係る許可等は、ごみ処理基本計画や関係法令との整合性が保たれている場合に限るものとする。

(4) 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

ア 適正なごみ処理手数料の設定

ごみ処理に係る各種処理手数料については、ごみの焼却処理及び埋立処理に必要な経費等を踏まえながら、適切な負担となるよう必要に応じて見直しを検討する。

イ ごみ処理手数料の効果的な活用

ごみ処理手数料については、引き続き適正な費用負担に関わる理解と協力が得られるよう、ごみのリサイクル事業等の環境施策への活用を図る。

5 環境との共生の推進

(1) 不法投棄等の防止対策

ア 監視体制の強化

不法投棄や野焼きなどを防止し、ごみの適正な処理を確保するため、関係機関等と連携を図りながら、職員及びボランティア協力員等による監視・指導を行う。

また、監視カメラや不法投棄防止看板、のぼり旗を設置し、予防・啓発を行うとともに、休日パトロールを実施する。

・職員及び市民ボランティアによる不法投棄等監視
(環境指導課廃棄物指導係)
(クリーンセンター地域環境係)
・監視カメラ、のぼり旗、看板等の設置
(環境指導課廃棄物指導係)

イ 普及啓発の充実

市民や事業者に対して適正なごみ処理についての周知を図るため、市民広報の活用やパンフレットの配布、パネル展や出前講座の開催等を通じた普及啓発活動を実施する。

・不法投棄等防止パネル展
(環境指導課廃棄物指導係)
・ごみ減量出前講座
(クリーンセンターごみ相談係)

(2) 環境美化の推進

ア 環境美化の推進

(ア) 市民や地域が一体となった活動の促進

地域の環境美化に対する意識向上のため、クリーン旭川運動による地域清掃の取組を進めるとともに、永年にわたり地域の環境美化や資源化拡大に貢献した個人・団体に対し清掃活動優良者表彰を行う。

・クリーン旭川運動
(クリーンセンターごみ相談係)
・清掃活動優良者表彰
・ごみ適正排出協力員制度
(クリーンセンター地域環境係)

(イ) ポイ捨てのない美しいまちづくりの推進

旭川市ごみのポイ捨て禁止条例の周知やマナー啓発を推進するため、ポイ捨て禁止運動の街頭啓発や「歩きたばこゼロ運動」を展開するとともに、町内会と連携し、監視カメラやのぼり旗の設置を行い、悪質な行為に対して厳しく対応する。

また、ボランティアで、ごみのポイ捨て防止活動をする団体を支援し、地域での環境美化推進を図る。

・ごみのポイ捨て禁止運動
(クリーンセンターごみ相談係)
・「歩きたばこゼロ運動」
・ごみ適正排出協力員制度
・ごみのポイ捨て等防止市民ボランティア
(クリーンセンター地域環境係)

(3) 地球環境に配慮した国際的課題への対応

ア 国際的課題への対応

SDGsの実現に向けた取組のうち、ごみの減量・資源化に関しては、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により廃棄物の発生を大幅に削減することや、食品廃棄物を半減することが掲げられていることから、本市においてもこれらの国際的な課題に対応するため、調査研究を進める。

6 その他

(1) 国等への働きかけの推進

ごみの発生抑制のためには、全国的な制度、施策による管理も必要であることから、特にごみ処理費用の事業者負担など拡大生産者責任の徹底について、全国都市清掃会議や北海道市長会など関係機関を通して要望する。

(2) 公共事業等に伴う一般廃棄物の処理

この計画に定めのない公共事業等に伴い発生する伐根等一般廃棄物を市外へ搬出及び市内へ搬入する場合は、当該市町村と協議の上、関係法令に基づき適切な処理を行う。

(3) その他

本市のごみ処理を推進するに当たって、本実施計画で定める事業や計画以外に新たに求められることについて「新・旭川市ごみ処理基本計画【改訂版】(第3版)」の基本的な趣旨及び方針に沿っている場合は、都度検討し、必要に応じて実施できることとする。

第2 生活排水処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき「新・旭川市生活排水処理基本計画【改訂版】」に沿って必要な事業を推進するために策定するものである。

(2) 計画区域

本計画の対象区域（以下「計画処理区域」という。）は、本市の行政区域とする。

計画処理区域は、公共下水道計画区域、農業集落形成区域及びその他の区域に分け、公共下水道計画区域では公共下水道整備事業、農業集落形成区域では農業集落排水事業、その他の区域では浄化槽設置整備事業により生活排水処理施設整備を推進する。

なお、本計画の区域以外の鷹栖町、東川町、東神楽町、上川町、美瑛町の5町からのし尿及び浄化槽汚泥についても、広域的な視点に立った河川水質の保全を図る観点から協定を締結して受入処理し、必要な連携を図る。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(4) 計画人口及び生活排水処理率

本市の令和6年度における処理形態別計画人口を、都市計画及び公共下水道事業計画の人口予測値等との整合性を考慮し、次のとおりとする。

ア 処理形態別計画人口

項目／年度	H26(基準)	R4	R5(見込)	R6(計画)	R9(最終)
合併浄化槽処理	3,870	4,280	4,330	4,380	4,530
公共下水道処理 (水洗化)	323,428	304,742	303,400	300,600	291,900
農業集落排水処理	211	162	157	155	151
生活排水処理	327,509	309,184	307,887	305,135	296,581
単独浄化槽処理	7,088	5,807	5,701	5,551	4,851
非水洗(汲取り)	11,320	7,536	6,412	6,314	5,568
生活排水処理一部 未処理	18,408	13,343	12,113	11,865	10,419
計画処理区域内 合計(人)	345,917	322,527	320,000	317,000	307,000

イ 生活排水処理率

項目／年度	H26(基準)	R4	R5(見込)	R6(計画)	R9(最終)
生活排水処理率	94.7%	95.9%	96.2%	96.3%	96.6%

※生活排水処理率は、生活排水処理人口を計画処理区域内人口で除して求めた数値を百分率で表示。

(5) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画

本計画の処理形態別計画人口に基づいた令和5年度における汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等の排出量の計画を、次のとおりとする。

ア 市内の排出量の計画

項目／年度	H26(基準)	R4	R5(見込)	R6(計画)	R9(最終)
し尿の排出量	13,287	8,738	7,238	7,107	6,285
汚泥の排出量	6,768	6,396	6,656	6,572	6,225
合計(kℓ)	20,055	15,134	13,894	13,679	12,510

イ 5町の排出量の計画

項目／年度	H26(基準)	R4	R5(見込)	R6(計画)	R9(最終)
し尿の排出量	2,053	2,441	2,574	2,281	1,943
汚泥の排出量	5,322	8,457	8,705	8,721	8,856
合計(kℓ)	7,375	10,898	11,279	11,002	10,799

※5町は令和3年度までは鷹栖町、東神楽町、東川町、上川町、令和4年度からは美瑛町を含む

(6) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理は、次のとおりとする。

ア 旭川市が処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理対象区域
下水処理施設 (下水処理センター)	・し尿（水洗トイレ） ・生活雑排水（台所、風呂など）	公共下水道計画区域
農業集落排水処理施設 (千代ヶ岡農業集落排水処理センター)	・し尿（水洗トイレ） ・生活雑排水（台所、風呂など）	農業集落形成区域 (千代ヶ岡地区)
し尿前処理施設 (環境センター)	・し尿（汲み取り・簡易水洗トイレ） ・浄化槽汚泥	計画処理区域内

イ 個人等が処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理対象区域
合併処理浄化槽	・し尿（水洗トイレ） ・生活雑排水（台所、風呂など）	公共下水道計画区域 及び農業集落形成区域以外の区域
単独処理浄化槽 (みなし浄化槽)	・し尿（水洗トイレ）	計画処理区域内

2 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集及び処理の推進

ア 収集

汲み取りし尿の収集・運搬は、市内全域を対象に、業務委託により実施する。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、市内全域を対象に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業の許可業者により実施する。

区 分	委託者又は許可者数	車両台数
汲み取りし尿の収集・運搬	1 社（者）	5 台 （積載量 4,500ℓ：4 台 積載量 4,400ℓ：1 台）
浄化槽汚泥の収集・運搬	1 社（者）	3 台 （積載量 7,200ℓ）

※汲み取りし尿の収集・運搬については、繁忙期（4、5、10～12月）は上記に加え予備車1台も対応する。

イ 処理

収集した汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は、し尿前処理施設である環境センターで、きょう雑物を破碎したあと、清水で、下水道放流基準以下に希釈し、公共下水道へ放流する。また、鷹栖町、東川町、東神楽町、上川町、美瑛町の5町の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等も受託し処理する。

ウ 処理施設

施設名称	旭川市環境センター
所在地	旭川市東旭川町上兵村282番地
稼働	平成3年4月
敷地面積	14,727.42㎡
建物延床面積	3,298.95㎡
施設形式	し尿前処理施設
処理能力	日量 150kl
主な処理内容	・きょう雑物のうち沈砂物等を除き細破碎後、希釈し下水道へ放流 ・沈砂物等は燃やせないごみとして埋め立て処分

3 適正な処理の推進

(1) 移動式公衆便所貸付事業の推進

令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動制限が年度後半に緩和され、イベント等が再開したことにより貸し出し数が前年度の1桁台から増加に転じたが、令和5年度は行事等の多くが通常開催されるようになったものの、コロナ禍前の水準にまでは回復していない。令和6年度も公衆トイレ等がない場所でのスポーツ大会や町内会行事等を行う際の市民の利便性を図るため、引き続き移動式公衆便所の貸し出しを実施する。

ア 貸付実績及び貸付計画

項目 / 年度	R4	R5（見込）	R6（計画）
貸付件数	13件	26件	30件
貸付台数	23台	37台	40台

イ 移動式公衆便所の仕様

構 造	規 格	備 考
・アルミニウム合金製 ・被牽引車 ・便器(男子用)大便・小便各1, (女子用)大便2	・全長:4,065m, 全幅:2,095m, ・全高:2,710m, 重量:740kg ・便槽容量:450ℓ	市保有台数:3台

(2) 浄化槽設置整備事業の推進

公共下水道整備計画区域及び農業集落排水施設整備計画区域以外の地域（その他の区域）の個人専用住宅を対象に、生活環境の改善及び生活雑排水による河川の水質汚濁防止等を図るため、旭川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、浄化槽設置希望者に対し設置工事費等の一部助成を実施する。

平成25年度から既存の単独処理浄化槽撤去費の補助を新設し、平成26年度には設置に係る補助金額の拡充を行った。令和6年度も引き続き、対象区域内の実態の把握とPRにつとめ、浄化槽設置整備事業を推進していく。

ア 補助実績及び見込

項 目 / 年 度	R4	R5（見込）	R6（計画）
～5人槽	9基	7基	12基
～7人槽	3基	4基	2基
～10人槽	0基	1基	0基
合 計	12基	12基	14基
単独浄化槽撤去	2基	1基	1基

イ 補助金額及び補助設置基数予算

区分	補助金額（1基当り）	補助基数
～5人槽	528,000円以内	12基
～7人槽	661,000円以内	2基
～10人槽	882,000円以内	0基
単独浄化槽撤去	90,000円以内	1基

(3) ディスポーザー処理槽の汚泥処理

ディスポーザーは、水道局の承認を得て、公共下水道整備計画区域内のマンションや一戸建て住宅などに、台所の生ごみを粉碎し、排水処理槽で処理した水を下水道等に放流するため設置しているが、その処理槽から排出される汚泥は一般廃棄物であることから、浄化槽汚泥と同様に取り扱うこととする。

4 適正なし尿処理費用の負担

し尿処理手数料について、本市が策定した「受益と負担の適正化へ向けた取組指針（改訂版）」に基づき、今後も適正な負担となるよう、検討を進めていく。

5 普及及び啓発活動の推進

生活排水対策は、市民一人ひとりが河川（中小河川を含む）の水質保全の必要性を理解し、家庭や地域において生活排水浄化のための努力をすることが大切である。

そのため、台所の生活雑排水の処理方法など、家庭でできる対策について、広報やパンフレットの配布、市のホームページを通じて普及啓発していく。また、浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽設置者に対しては、検査機関と連携を図りながら、保守点検や水質検査を実施するよう引き続き指導する。

合併処理浄化槽設置普及啓発に係る戸別訪問

年度	パンフレット配布地域
R4	東鷹栖地区
R5	西神楽地区
R6（計画）	東旭川地区

6 その他

本市の生活排水処理を推進するにあたって、本実施計画で定める事業や計画以外に、新たに必要とするものについては、「新・旭川市生活排水処理基本計画【改訂版】」の基本的な趣旨及び方針に沿っている場合は、その事業や計画等を推進し実施することができる。